

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人広島県サッカー協会（以下「本協会」という。）の役員及び職員（以下「役・職員」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本協会の目的、事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員の範囲)

第2条 この規程において、役員とは、定款第4章に規定する評議員、同第6章に規定する役員、同第9章に規定する専門委員会の委員、名誉会長、顧問及び参与、特任理事をいう。

2 職員とは、本協会定款第40条に規定する事務局職員をいう。

(役・職員の基本的職務)

第3条 役・職員は、本協会定款第3条に規定する「目的」を達成するため。本協会の関係規程に基づき、職務を公平かつ誠実に履行しなければならない。

(役・職員の遵守事項)

第4条 役・職員は、暴力、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、誹謗中傷等、違法賭博、試合結果の不正操作及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。

2 役・職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや、幹旋・強要をしてはならない。

4 役・職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正処理を行ってはならない。

5 役・職員は、自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。

6 役・職員は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）の定める情報保護の理念に則り、業務執行の過程において取得し、管理するすべての「個人情報」を漏洩させてはならない。

7 役・職員は、人種、肌の色、民族、国籍、出自、性別、年齢、言語、障がい、性的指向、信条、宗教、政治、その他の事由を理由とする国家、個人又は集団に対する差別を行わない。また、人権を尊重し、差別を排除する環境作りに努め、人権侵害や差別に加担するような行為を行わない。

8 役・職員は、本協会、加盟団体及び選手等が属する組織に対して活動状況を適時、適切に開示し、透明性の確保に努める。

9 役・職員は、社会の一員として、自然環境を保全する責任があることを自覚し、地球環境の持続可能性に配慮した活動を継続的に推進して、環境への負荷低減に努める。

- 1 0 役・職員は、サッカーを通じ、より良い社会の実現に向けて、国内はもとより国際的にも積極的に地域社会に参画し、友好親善関係を築くとともに、地域社会の持続可能な発展に貢献するよう行動する。
- 1 1 役・職員は、不当な利益供与を目的とした金品の供与、贈答、接待の授受やその疑いのある行為を行わない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動する。
- 1 2 役・職員は、サッカーを通じた活動に必要な物品やサービスの調達にあたり不合理な商習慣を排除し、公正かつ透明度の高い適正な関係を確立するとともにそれを保持する。

(役・職員がこの規程に違反した場合の対処等)

第5条 役員に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合、専務理事は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役員がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は倫理委員会の意見を聴取した上で、厳正に定款第11条及び第25条に定める必要な措置をとるものとする。

- 2 専門委員会委員ならびに職員についての違反行為に対する対処は、前項に準じ、会長は倫理委員会の意見を聴取した上で、厳正に必要な措置をとるものとする。

(通報窓口の設置)

第6条 役・職員等が、法令違反、規則違反などさまざまな不正行為を発見した場合、または役・職員等が暴力、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、誹謗中傷等を受けた場合、原則実名で相談・照会・通報することを目的とした通報窓口を設置する。

〒730-0015 広島市中区橋本町 3-21 コーポ芦屋 2F

(公財) 広島県サッカー協会 通報窓口 宛

TEL : 082-212-3851 メール : hfa3851@do2.enjoy.ne.jp

- 2 通報方法は、電話、メールのいずれも可とする。
- 3 通報窓口担当者は、専務理事とする。

(通報の対象行為)

第7条 通報の対象行為は、法令違反、規則違反などさまざまな不正行為、または役・職員等が暴力、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、誹謗中傷等とする。

(通報者の責務)

第8条 通報者は、窓口の利用にあたり、意図して個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない。

(本協会の責務)

第9条 通報窓口担当者は、法規範並びに本協会の諸規程に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

(情報管理・記録・保管)

第10条 通報窓口担当者は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、連絡先、通報内容及び証拠等を記録し、一定期間保管するものとする。

(個人情報の保護及び不利益な取り扱いの禁止)

第11条 通報窓口担当者は、内部通報者保護規程に基づき、当事者の個人情報を適切に保護しなければならない、通報者に不利益な取り扱いを行ってはならない。

(通報に基づく調査)

第12条 通報窓口担当者は、通報された行為が本協会の諸規程に違反する疑いがある場合、調査を行うものとする。

- 2 通報に基づく調査は公正かつ公平に行う。
- 3 通報に基づく調査において、通報の対象となった者は、公正な聴聞及び弁明の機会が与えられるものとする。
- 4 通報者及び被通報者は、通報に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べなければならない。

(その他)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を経て別に定める。

第14条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

(附則)

- 1 この規程は、2013年4月19日から施行する。
- 2 この規程は、2021年9月30日から施行する。